

第百八十六回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 四 号

平成二十六年三月五日(水曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 小淵 優子君

理事 中根 一幸君 理事 丹羽 秀樹君
理事 萩生田光一君 理事 山本とひろ君
理事 義家 弘介君 理事 笠 浩史君
理事 鈴木 望君 理事 稲津 久君
青山 周平君 池田 佳隆君
小此木八郎君 門 博文君
神山 佐市君 菅野さちこ君
木内 均君 工藤 彰三君
熊田 裕通君 桜井 宏君
新開 裕司君 田所 嘉徳君
富岡 勉君 馳 浩君
比嘉奈津美君 宮内 秀樹君
山田 賢司君 菊田真紀子君
柚木 道義君 吉田 泉君
遠藤 敬君 椎木 保君
三宅 博君 中野 洋昌君
佐藤 正夫君 林 宙紀君
宮本 岳志君 青木 愛君
吉川 元君 山口 壯君

柏倉 祐司君 佐藤 正夫君
井出 庸生君 林 宙紀君
同日 補欠選任
門 博文君 小林 茂樹君
田所 嘉徳君 永岡 桂子君
山田 賢司君 宮川 典子君
柚木 道義君 細野 豪志君
佐藤 正夫君 柏倉 祐司君
林 宙紀君 井出 庸生君

三月五日

私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出
第四二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出
第四二号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、私立学校法の
一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。下村文部科学大
臣。

私立学校法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○下村国務大臣 このたび、政府から提出いたし
ました私立学校法の一部を改正する法律案につい
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊

かな教育研究活動を積極的に展開しており、公教
育の重要な一翼を担うとともに、我が国の学校教
育の発展に大きく貢献しております。しかしなが
ら、昨年、運営が極めて不適切な学校法人に対し
て解散を命じざるを得ない事実が発生するなど、
学校法人をめぐる重大な問題も生じてきておりま
す。

こうした課題に対して、私立学校の自主性を尊
重しつつ、私立学校全体に対する不信感につなが
るような異例な事態に所轄庁が適切に対応する仕
組みを設けることが求められております。

この法律案は、このような観点から、私立学校
の健全な発達に資するため、学校法人が法令の規
定に違反したとき等に、所轄庁が、当該学校法人
に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること
ができることとするともに、理事について忠実
義務を定める等の所要の措置を講じるものであり
ます。

次に、この法律案の内容の概要について御説明
申し上げます。

第一に、学校法人が法令の規定に違反したとき
等に、所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ず
ることができることとし、学校法人が法令に従わ
ないときは、役員の解任を勧告することができ
ることとするものであります。あわせて、所轄庁が
これらの命令及び勧告を行おうとする場合には、
あらかじめ私立学校審議会等の意見を聞かなけれ
ばならないこととするものであります。

第二に、私立学校法の施行に必要な限度におい
て、所轄庁が学校法人の業務、財産の状況に関し
報告を求め、または学校法人の事務所に立ち入
り、検査することができることとするものであり
ます。

第三に、学校法人の理事は、法令及び寄附行為
を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなけ

ればならないこととするものであります。
このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願いいたします。

○小淵委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

私立学校法の一部を改正する法律案

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の
一部を次のように改正する。

第四十条の四を第四十条の五とし、第四十条の
三を第四十条の四とし、第四十条の二を第四十条
の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守
し、学校法人のため忠実にその職務を行わなけ
ればならない。

第六十条を次のように改める。

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、
法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附
行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠
くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限
を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要
な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしよ
うとする場合には、あらかじめ、私立学校審議

五 学園に対して私立学校法第六十条第九項の規定による勧告をしたとき。

私立学校の健全な発達に資するため、理事について忠実義務を定めるとともに、学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が当該学校法人

これに對し必要な措置をとるべきことを命ずることが出来ることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。